

お知らせ

記者発表資料 | 平成30年 2月22日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は工事関係者事故を発生させた下記業者について指名停止の措置を行いました

1. 指名停止措置業者名及び住所

オセオ防水工業株式会社 山口県山口市下小鯖3952-11

2. 指名停止措置期間

平成30年 2月22日 ～ 平成30年 3月 7日 (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者が元請として施工していた山口県防府市内の集合住宅改修工事において、高さ約9メートルの建屋屋上で防水シートの取替作業を行わせる際、墜落防止装置を設置しないまま作業を行わせ、平成28年11月7日に作業員が建屋屋上から墜落し死亡した。これに関し、当該業者及び当該工事の現場責任者が労働安全衛生法違反により略式起訴をされ、平成30年1月に山口簡易裁判所から略式命令が出された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第8号>

| 措置要件 | 期間 |
|---|---------------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から <u>2週間以上2ヵ月以内</u> |

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表番号 [9:15~18:00])
082-511-6064 (直通 [9:15~19:00])

総務部 契約課長 むろた こうじ 室田 浩司 (内線 2511)

◎総務部 契約課長補佐 さとう ひろかず 佐藤 博和 (内線 2514)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 さかや まさゆき 坂屋 政之 (内線 2117)

企画部 環境調整官 あだち つかさ 足立 司 (内線 3114)